

**第6期森町障がい福祉計画  
第2期森町障がい児福祉計画**

**令和3年3月**

**森 町**

## 「障がい」の表記について

本計画では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ人の思いに配慮するとともに、障がいのある方もない方も共に生きる社会の実現を推進するという観点から、計画書内における「障害」の表記を、一部の例外を除き、「障がい」と表記します。

「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記、または他の用語に言い換えます。ただし、例外として、次の場合は、「障害」の表記を 사용합니다。

◆法令等の名称や用語を用いる場合

(例) 障害者基本法、身体障害者手帳

◆医学用語、学術用語等の専門用語として用いる場合

(例) 高次脳機能障害

◆著作物の表記を引用する場合

(例) 新聞、図書等を引用する場合は原文のまま

## はじめに

近年、障がいのある方の高齢化が進むなど、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化する中、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」を目指していかなければなりません。



今回、障がい福祉サービス等の確保を基本目標とした「第6期森町障がい福祉計画」と、障がい児に対する円滑な支援体制の整備を目標とする「第2期森町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、第9次森町総合計画の部門別計画として位置づけられることから、総合計画の保健・医療・福祉部門の基本の柱「みんなで助けあう健やかなまち」を計画の基本理念としています。

今後は、この基本理念の実現に向けて、障がい福祉施策を推進してまいります。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました森町障がい福祉計画・森町障がい児福祉計画策定委員会委員の皆さまに心からお礼申し上げますとともに、計画の実現に向けて町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

森町長 太田 康雄

# 目次

<b>第1部 総論</b> .....	1
第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の対象 .....	3
5 計画の策定体制 .....	4
第2章 障がいのある方を取りまく現状 .....	5
第3章 計画の基本理念 .....	13
<b>第2部 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画</b> .....	15
第1章 計画の基本的な考え方 .....	15
1 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る国の基本指針 .....	15
2 サービスの体系 .....	17
第2章 第6期障がい福祉計画の成果目標 .....	18
1 施設入所者の地域生活への移行 .....	18
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	18
3 地域生活支援拠点の整備 .....	19
4 福祉施設から一般就労への移行等 .....	19
5 相談支援体制の充実強化等 .....	21
6 障害福祉サービス等の質の向上 .....	21
第3章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策 .....	22
1 指定障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス等） .....	22
2 相談支援 .....	38
3 地域生活支援事業 .....	42
第4章 第2期障がい児福祉計画の成果目標 .....	53
1 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	53
第5章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策 .....	55
1 障がい児通所支援 .....	55
2 障害児相談支援 .....	61
3 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置 .....	62
4 その他の事業（障がい福祉サービスの児童分） .....	63
5 特別支援学校等卒業後の支援 .....	66
<b>第3部 計画の推進に向けて</b> .....	67
第1章 計画の推進体制 .....	67
第2章 計画の進行管理体制 .....	67
<b>資料編</b> .....	69
1 諮問 .....	69
2 答申 .....	70
3 森町障害者対策推進協議会設置規則 .....	71
4 委員名簿 .....	72
5 計画の主な策定経過 .....	73

---

第1部  
総論

---



# 第1部 総論

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の背景と趣旨

本町では、障がいのある方もない方も、共に安心して暮らせる地域づくりを目指して、障害者基本法に基づき2006（平成18）年度に「森町障がい者計画」を策定し、障がい者施策の基本的方向を示すとともに、障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画との整合性を図りながら、障がい者施策を推進してきました。

国では、2016（平成28）年6月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、2018（平成30）年4月からの施行となりました。この法律では、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がいのある方による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がいのある児童への支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するため支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

また、2014（平成26）年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある方の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

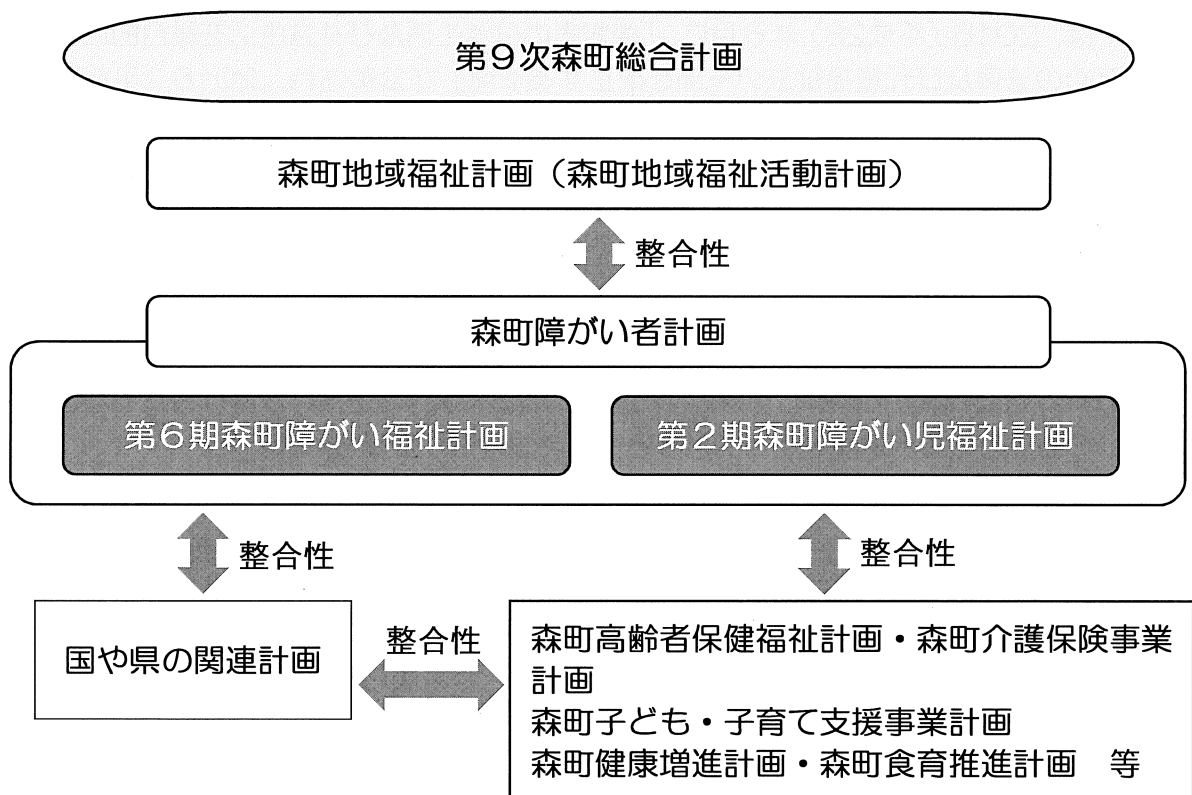
社会構造の変化やライフスタイルの多様化、障がいのある方及びその家族の高齢化、障がいの重度化・多様化など、障がいのある方をとりまく環境は変化しています。このような状況の中、社会福祉法の改正では、「高齢者」や「障がい者」といった従来の分野の垣根を越え、地域住民が一体となって一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく“我が事、丸ごと”の「地域共生社会」の実現に向けた動きが求められています。

このような動向を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ効果的に推進していくために、「第6期森町障がい福祉計画」及び「第2期森町障がい児福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、「森町障がい者計画」とともに本町における障がい者施策を計画的に推進するための計画です。

また、本計画は、国や県の上位計画を基本として策定されるとともに、本町の最上位計画である総合計画や上位計画にあたる地域福祉計画、及び他の関連計画などとの整合を図りながら、策定されます。





### 3 計画の期間

計画の期間は、第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。

計画の期間内であっても、社会情勢の大きな変化や関連法の改正等に伴い、計画の見直しが必要と判断された場合には見直しを行います。

	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
障がい者計画	障がい者計画			障がい者計画					
障がい福祉計画	第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
障がい児福祉計画				第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

### 4 計画の対象

森町障がい福祉計画の対象とする、障がいのある方とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に定められている「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法という知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法という知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいう。」と規定されています。

また、森町障がい児福祉計画の対象とする、障がいのある児童とは、児童福祉法第4条第2項に定められている「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。」と規定されています。

## 5 計画の策定体制

---

### (1) 森町障がい福祉計画・森町障がい児福祉計画策定委員会による協議

町民から選出された委員や障がい者団体関係者、有識者等で構成される「森町障がい福祉計画・森町障がい児福祉計画策定委員会」を開催し、計画の策定について審議しました。

### (2) パブリックコメントによる意見聴取

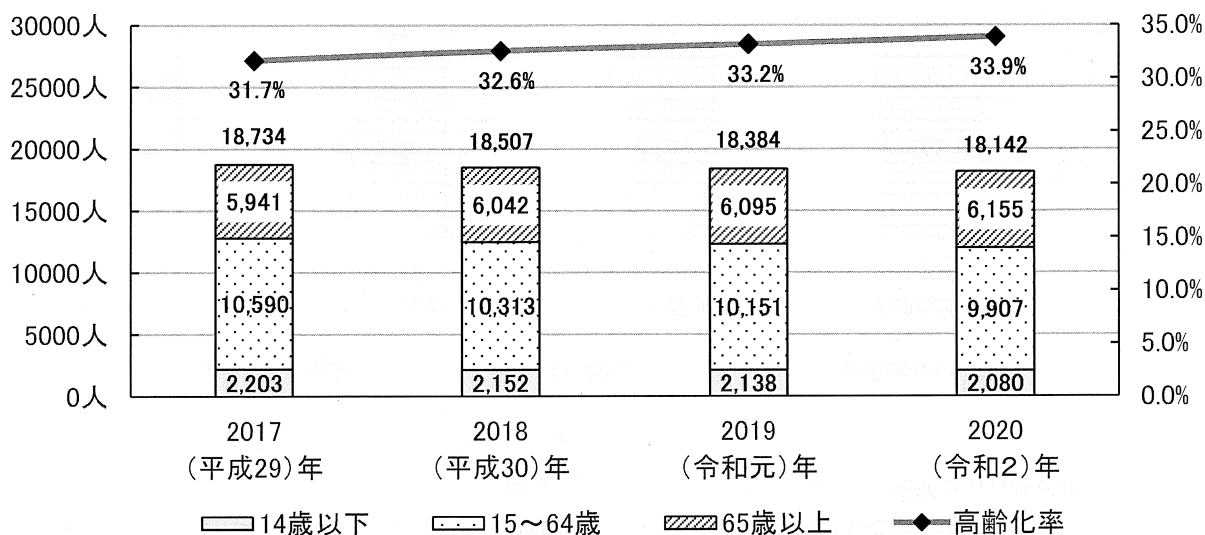
本計画に対する町民の意見を募るため、森町ホームページ・森町保健福祉センターにて意見を募集しました。

- ・ 募集期間：2021（令和3）年1月14日～2月1日
- ・ 募集方法：森町ホームページ等で募集
- ・ 提出方法：持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、その他
- ・ 件数       ：0件

## 第2章 障がいのある方を取りまく現状

### (1) 基本データ

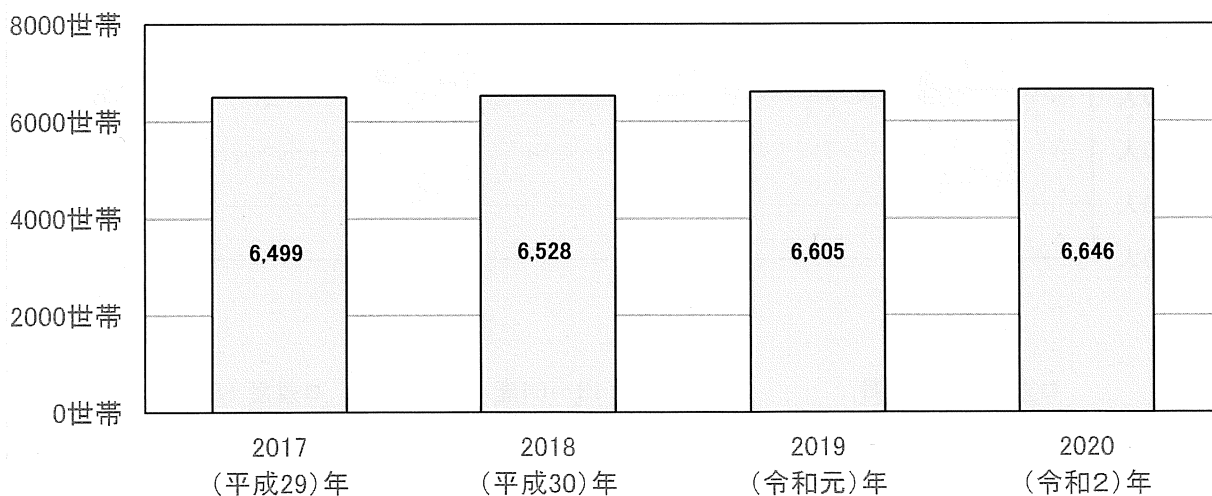
#### ①総人口・年齢3区分別人口・高齢化率



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

総人口は年々減少傾向にあり、2020（令和2）年には18,142人となっています。年齢3区分別にみると、「14歳以下」、「15～64歳」が減少傾向、「65歳以上」は増加傾向にあります。また、高齢化率は3割を超えて推移し、2020（令和2）年には33.9%となっています。

#### ②世帯数

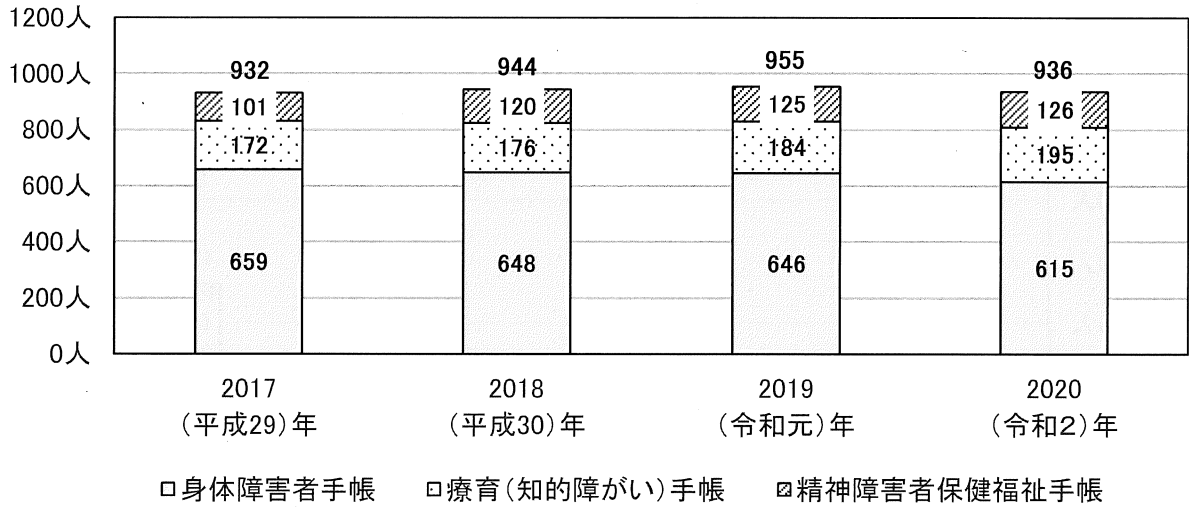


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

世帯数は、やや増加傾向にあり、2020（令和2）年には6,646世帯となっています。

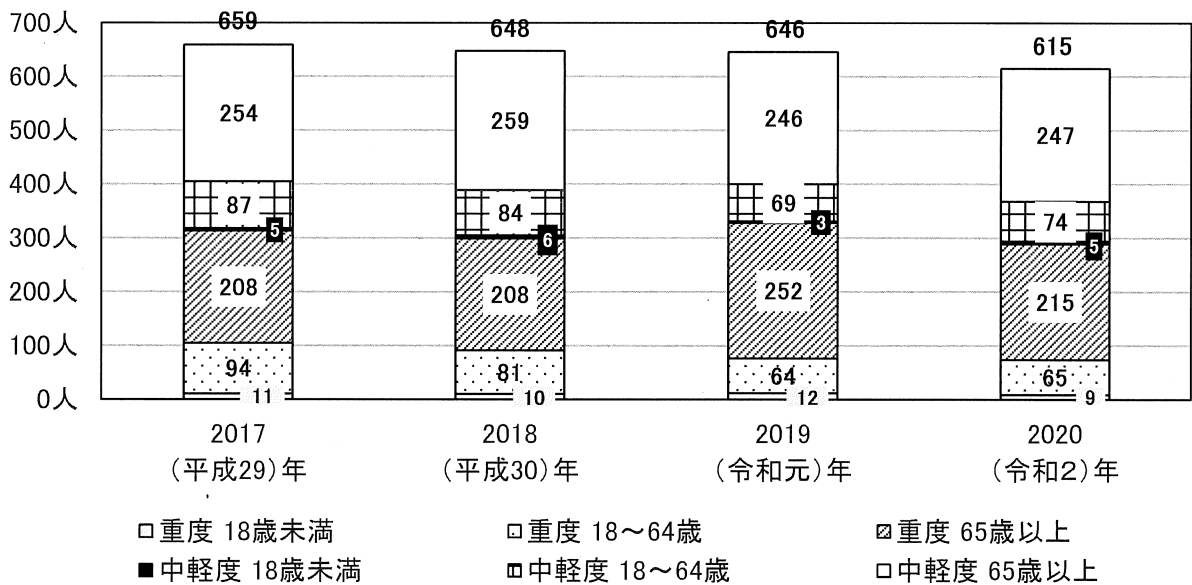
## (2) 障害者手帳所持者の状況

### ①障害者手帳所持者数



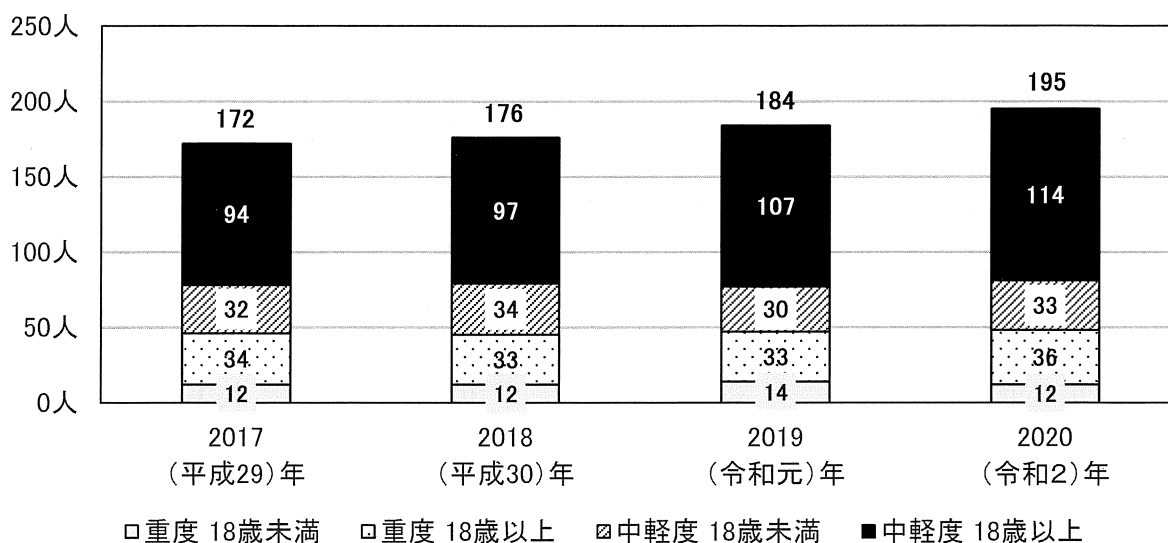
障害者手帳所持者数は、940人前後で推移しており、2020（令和2）年には936人となっています。障害者手帳別にみると、「身体障害者手帳」は減少傾向にあるものの、「療育（知的障がい）手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあり、2020（令和2）年には「身体障害者手帳」が615人、「療育（知的障がい）手帳」が195人、「精神障害者保健福祉手帳」が126人となっています。

### ②身体障害者手帳所持者数の状況（障害等級 1～2：重度、3～6：中軽度）



身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。2020(令和2)年の手帳所持者数は『18歳未満』が14人、『18～64歳』が139人、『65歳以上』が462人となっており、65歳以上の方の手帳所持者数が多くなっています。

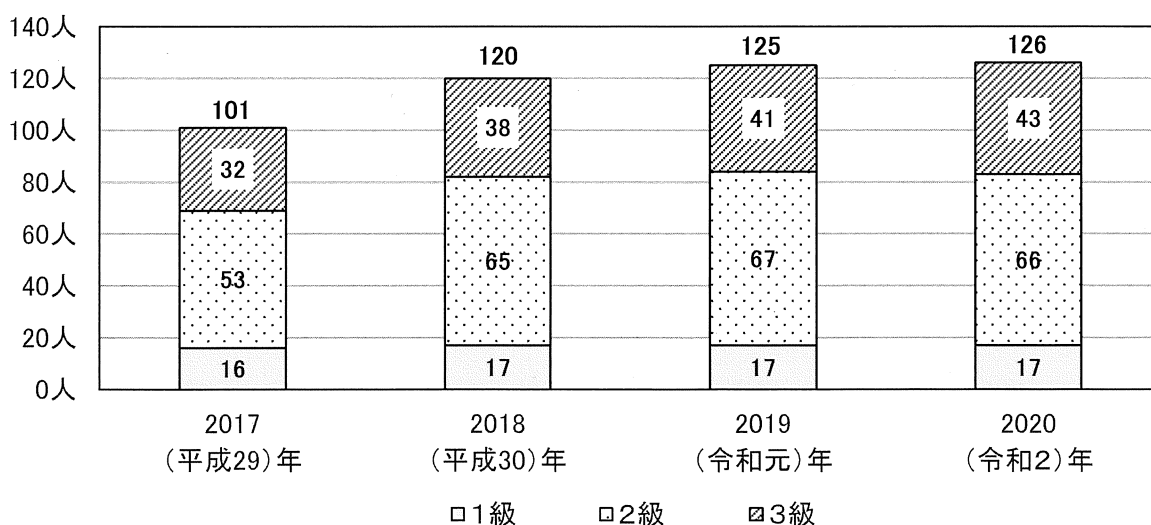
③療育（知的障がい）手帳所持者数の状況（障害等級 A：重度、B：中軽度）



資料：保健福祉課管理台帳（各年4月1日現在）

療育（知的障がい）手帳所持者は、中軽度判定が増加傾向にあり、「18歳以上」が多くなっています。2020（令和2）年の手帳所持者数は、『18歳未満』が45人、『18歳以上』が150人となっています。

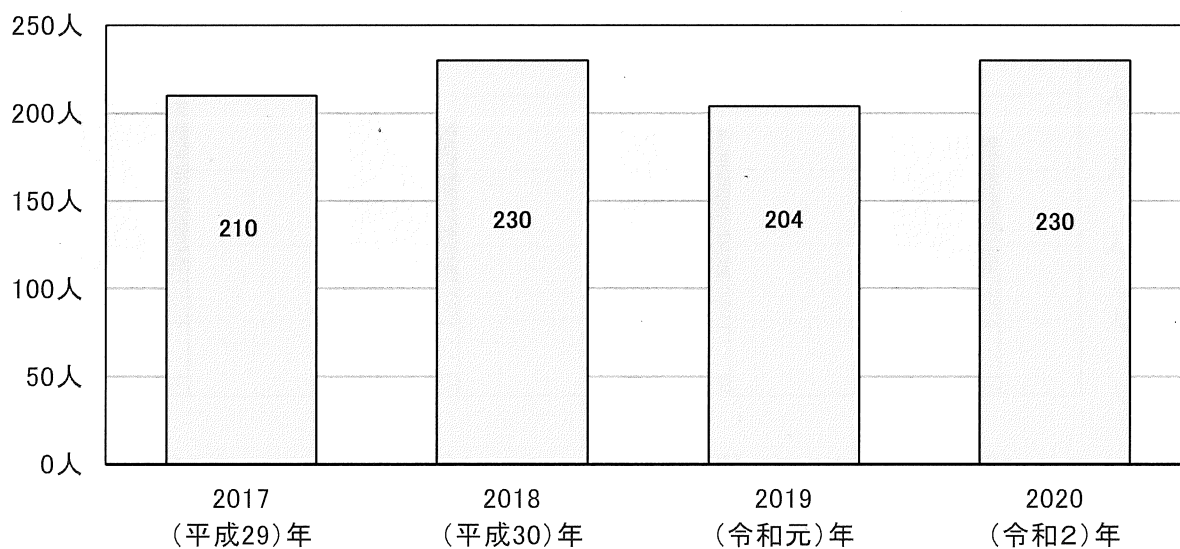
④精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況（障害等級 1級：重度、2級：中度、3級：軽度）



資料：保健福祉課管理台帳（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者を手帳の等級別にみると、「1級」は横ばい、「2級」、「3級」が増加傾向にあります。2020（令和2）年は、「1級」が17人、「2級」が66人、「3級」が43人の合計126人となっています。

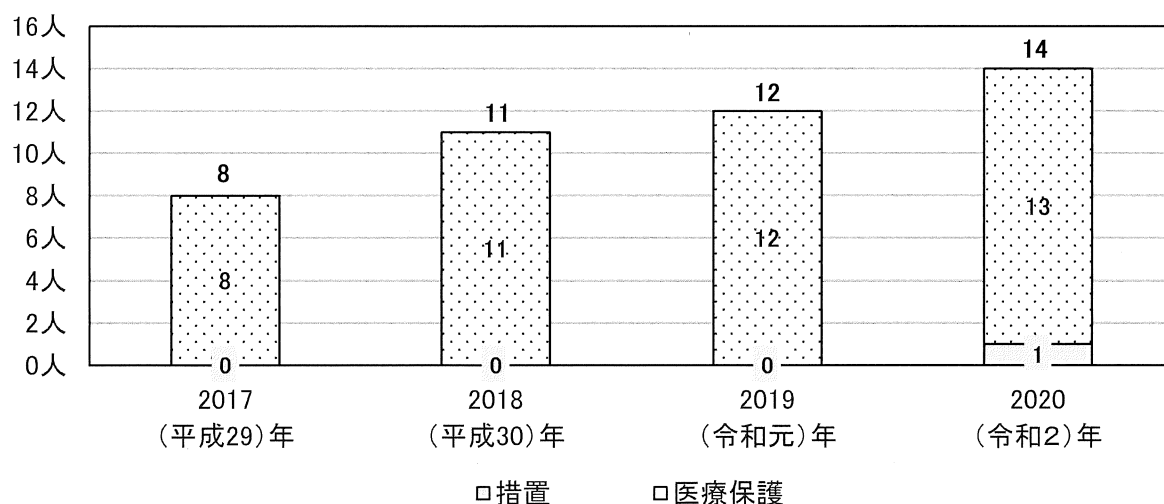
⑤精神通院医療公費負担受給者数の状況



資料：保健福祉課管理台帳（各年4月1日現在）

精神通院医療公費負担受給者数は増加傾向にあり、2020（令和2）年は230人となっています。

⑥精神障がいによる入院患者数



資料：静岡県西部健康福祉センター（各年4月1日現在）

精神障がいによる入院患者数は増加傾向にあり、2020（令和2）年は「措置」が1人、「医療保護」が13人の合計14人となっています。

### (3) 就学の状況

#### ①特別支援学校における児童・生徒の状況

##### 【静岡県立袋井特別支援学校】

(単位：人)	在籍数	うち、肢体不自由を あわせもつ児童・生 徒	
		うち訪問教育を 受けている児童・生 徒	
高3	3	1	0
高2	2	0	0
高1	2	0	0
中3	1	1	0
中2	1	0	0
中1	2	0	0
小6	2	0	0
小5	1	0	0
小4	2	0	1
小3	4	1	0
小2	0	0	0
小1	3	0	0
合計	23	3	1

資料：静岡県立袋井特別支援学校（2020（令和2）年4月1日現在）

静岡県立袋井特別支援学校に、現在森町からは23人が通学しています。

その他、静岡県立中央特別支援学校の高等部3年生に1人、静岡県立掛川特別支援学校の小学部4年生に1人が通学しています。

#### ②特別支援学級における児童・生徒の状況

(単位：人)	小学生						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
特別支援学級における児童数	14	12	10	4	9	7	56

(単位：人)	中学生			
	1年生	2年生	3年生	合計
特別支援学級における生徒数	11	8	2	21

資料：森町教育委員会（2020（令和2）年4月1日現在）

特別支援学級における児童・生徒の状況は、小学生が56人、中学生が21人の合計77人となっています。

③進路希望状況（静岡県立袋井特別支援学校）

（単位：人）	一般企業	生活介護	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型	未定	合計
高3	1	1	0	0	1	0	3
高2	2	0	0	0	0	0	2
高1	0	2	0	0	0	0	2
中3	0	1	0	0	0	0	1
中2	0	0	0	0	1	0	1
中1	0	1	0	0	1	0	2
小6	1	0	1	0	1	0	3
小5	0	0	0	0	1	0	1
小4	0	1	0	0	0	1	2
小3	1	2	0	0	0	1	4
小2	0	0	0	0	0	0	0
小1	2	0	0	0	1	0	3
合計	7	8	1	0	6	2	24

資料：静岡県立袋井特別支援学校（2020（令和2）年4月1日現在）

静岡県立袋井特別支援学校での進路希望状況は、生活介護事業所への通所を希望する児童・生徒が最も多くなっています。調査時点で、進路希望が未定の児童は2人となっています。

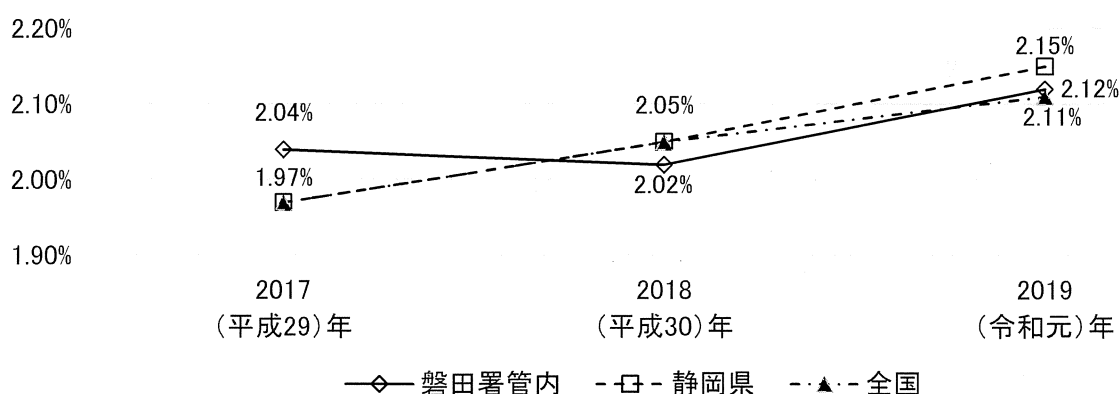


#### (4) 障害者手帳所持者の就労状況

##### ①就労状況

(単位：社・人・%)		2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)度
磐田所管内	企業数	174	196	202
	算定基礎労働者数	40,470.5	42,774.0	43,013.5
	障がいのある方の就労人数	825.0	865.0	914.0
	雇用率	2.04%	2.02%	2.12%
	未達成企業の割合	43.1%	47.4%	49.0%
静岡県	企業数	2,658	2,972	3,029
	算定基礎労働者数	557,659.0	571,725.5	582,917.0
	障がいのある方の就労人数	10,962.0	11,741.0	12,536.5
	雇用率	1.97%	2.05%	2.15%
	未達成企業の割合	47.1%	50.9%	48.3%
全国	企業数	91,024	100,586	101,889
	算定基礎労働者数	25,204,720.0	26,104,834.5	26,585,858.0
	障がいのある方の就労人数	495,795.0	534,769.5	560,608.5
	雇用率	1.97%	2.05%	2.11%
	未達成企業の割合	50.0%	54.1%	52.0%

雇用率



資料：(磐田所管内) ハローワーク磐田 (各年6月1日現在)  
 (静岡県) 静岡県労働局障害者雇用状況 (各年6月1日現在)  
 (全国) 厚生労働省障害者雇用状況 (各年6月1日現在)

磐田所管内の雇用率は、2019(令和元)年は2.12%となっています。静岡県や全国と比較すると、2017(平成29)年は上回る雇用率だったものの、2018(平成30)年には下回る雇用率となっています。2019(令和元)年は全国と比較すると上回る雇用率だったものの、静岡県と比較すると下回る雇用率となっています。

②職業紹介状況

(単位：件・人)			2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年
身体障がいのある方	職業紹介	新規求職 申込件数	139	141	134
		就職件数	67	76	60
	新規	登録者数	139	141	134
	期末現在	登録者数	217	272	263
知的障がいのある方	職業紹介	新規求職 申込件数	109	96	92
		就職件数	67	75	69
	新規	登録者数	109	96	92
	期末現在	登録者数	148	168	168
障がいのある方 精神・その他	職業紹介	新規求職 申込件数	191	227	218
		就職件数	85	118	114
	新規	登録者数	191	227	218
	期末現在	登録者数	258	343	386
合計	職業紹介	新規求職 申込件数	439	464	444
		就職件数	219	269	243
	新規	登録者数	439	464	444
	期末現在	登録者数	623	783	817

資料：ハローワーク磐田

2017（平成29）年以降の推移をみると、新規求職申込件数、就職件数、新規登録者数は2018（平成30）年に増加したものの、その後減少しています。期末現在の登録者数は増加傾向にあります。障がい種別でも、身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神・その他障がいのある方の新規求職申込件数、就職件数、新規登録者数は2018（平成30）年に増加したものの、その後減少しています。ただし、精神・その他障がいのある方の期末現在の登録者数は増加傾向にあります。

## 第3章 計画の基本理念

### 基本理念

#### みんなで助けあう健やかなまち

本町ではこれまで、障害者基本法の基本理念に基づいて、障がいのある方が社会を構成する一員として、障がいの有無に関係なく共に生活し、活動する共生社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がいのある方が、人間としての尊厳を持ち、住み慣れた地域で生きがいをもって自分らしく暮らせることを目指す「リハビリテーション」の考えのもと、障がい者計画において「お互いを認め合い、いきいきと暮らし、愛情あふれるまち」を基本理念に掲げ、障がい者施策を推進してきました。

また、2016（平成28）年度に策定した、本町の最上位計画である「第9次森町総合計画」では、分野ごとのまちづくりの方針として6つの柱を設定しており、その中の保健・医療・福祉の分野では「みんなで助けあう健やかなまち」が位置付けられ、年代の違いや障がいの有無にとらわれることなく、全ての町民が、地域の支え合いやふれあいなどを通して、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会環境を整えることを目指しています。

本計画では、地域で暮らす誰もが社会の一員として尊重され、共に安心して暮らすことができ、愛情を持ってお互いに支え合える「地域共生社会」の実現を目指すものであるとともに、町の最上位計画である総合計画との整合性を図るものでもあることから、基本理念を「みんなで助けあう健やかなまち」とします。



---

## 第2部

# 第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画

---



## 第2部 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

### 第1章 計画の基本的な考え方

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、国の障害福祉計画等に係る基本指針に基づいて策定されるものです。今期の計画における国の指針は以下のとおりです。

#### 1 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る国の基本指針

##### ○障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方及び障がいのある児童(以下、障がいのある方等)の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

##### ○市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障がい福祉サー

##### ビスの実施等

障がいのある方等に対しての、障がい福祉サービスの充実を図ります。また、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている発達障がい者及び高次脳機能障害者、難病患者等に対して、給付対象であることの周知や、必要な情報提供を行い、障がい福祉サービスの活用を促進します。

##### ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方等の自立を支援するため、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応した障がい福祉サービス提供体制を整えます。また、障がいのある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、安心して地域生活を送るための支援の拠点づくり、インフォーマルサービスについての情報提供等、地域の社会資源を最大限に活用できる体制の整備を進めます。

また、相談支援に当たっては、学校からの卒業、就職、自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行っていきます。

さらに、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、発達障がい及び高次脳機能障害を含む精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

##### ○地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民による主体的な地域づくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの促進に取り組んでいきます。

## ○障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童に対する支援は、本人の最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援する必要があります。障がいのある児童及びその家族が身近な地域で安心して暮らし続けられるように、障がいの疑いがある段階から切れ目の無い一貫した体制整備を進めていきます。

また、医療的ケア児の支援にあたっては、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

さらに、障がいのある児童が支援を利用することにより、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

## ○障害福祉人材の確保

障がいのある方の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、人材を確保する必要があります。このため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、福祉現場の魅力の積極的な周知・広報等について、事業者・関係機関等とともに協力して取り組んでいきます。

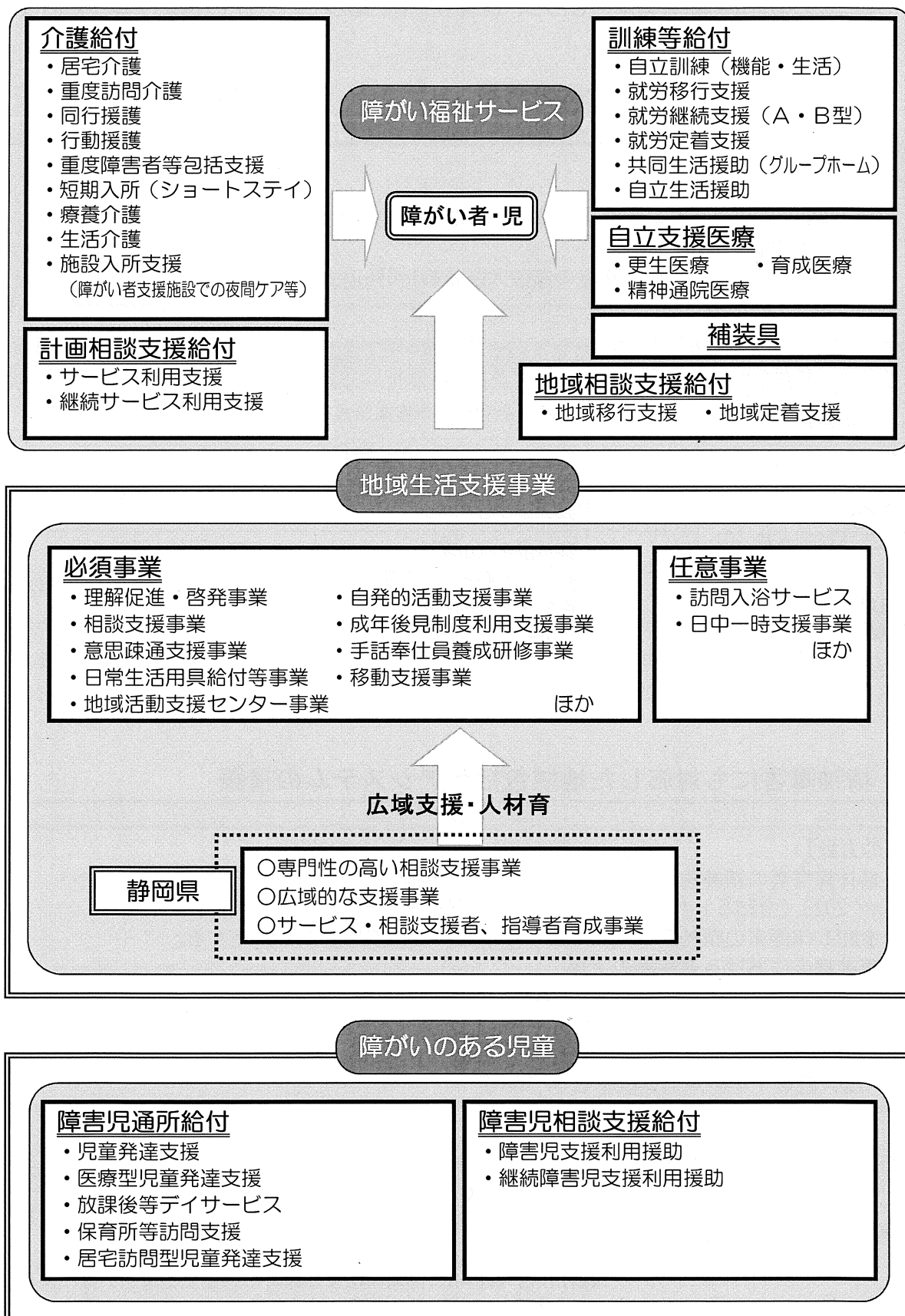
## ○障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある方の地域における社会参加を促進するために、多様なニーズを踏まえた支援を実施します。特に、文化芸術の享受鑑賞または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進していきます。

これまでの基本理念に加え、障害福祉人材の確保と、障がい者の社会参加を支える取組が追記されました。



## 2 サービスの体系



## 第2章 第6期障がい福祉計画の成果目標

国の定める基本指針を基本としつつ、地域の実情に応じて2023（令和5）年度における数値目標を設定します。

### 1 施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の方針】

- 施設入所者の地域移行  
⇒ 2023（令和5）年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数の削減  
⇒ 2023（令和5）年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減

項目	数値	考え方
2019（令和元）年度末時点の入所者数（A）	14	2019（令和元）年度末時点の入所者
目標年度入所者数（B）	15	2023（令和5）年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数（C）	0	2019（令和元）年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	—	移行割合（C/A）
【目標値】 削減見込み（率）	0	2019（令和元）年度末時点から2023（令和5）年度末までの施設入所者の削減数（A-B）
	—	削減割合（A-B/A）

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【国の方針】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇  
⇒ 2023（令和5）年度末時点の平均生活日数を316日とする【新規】
- 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。
- 精神病床における退院率の上昇  
⇒ 2023（令和5）年度末時点の退院率は下記を基本とする
  - ①入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上
  - ②入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上
  - ③入院後1年時点の退院率を92%以上

項目	数値	考え方
整備箇所数	1	東遠地域自立支援協議会※の地域移行・地域定着部会を位置付け

※掛川市、菊川市、御前崎市及び森町に居住する障がい等により支援を必要とする方に関する中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することを目的として設置された協議会

### 3 地域生活支援拠点の整備

**【国の方針】**

- 各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

項目	数値	考え方
整備箇所数	1	東遠地域で設置済みで充足している

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

**【国の方針】**

- 福祉施設の利用者の一般就労への移行者の増加
  - ⇒ 2023（令和5）年度末時点の一般就労への移行実績は下記を基本とする
    - ①2019（令和元）年度の一般就労への移行実績を1.27倍以上
    - ②2019（令和元）年度の就労移行支援の一般就労への移行実績を1.30倍以上
    - ③2019（令和元）年度の就労継続支援A型の一般就労への移行実績を1.26倍以上
    - 【新規】
    - ④2019（令和元）年度の就労継続支援B型の一般就労への移行実績を1.23倍以上
    - 【新規】
- 就労定着率の増加
  - ⇒ 2023（令和5）年度末時点の実績は下記を基本とする
    - ①就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行するもののうち、7割が就労定着支援事業を利用【新規】
    - ②就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上【新規】

#### ア) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度末時点の年間移行者数	0	2019（令和元）年度の移行実績
【目標値】 移行者数	1	2023（令和5）年度末時点の年間移行者数 2019（令和元）年度実績の1.27倍以上

#### イ) 就労移行支援の一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度末時点の年間移行者数	0	2019（令和元）年度の移行実績
【目標値】 利用者数	1	2023（令和5）年度末時点の年間移行者数 2019（令和元）年度実績の1.30倍以上

#### ウ) 就労継続支援A型の一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度末時点の年間移行者数	0	2019（令和元）年度の移行実績
【目標値】 利用者数	1	2023（令和5）年度末時点の年間移行者数 2019（令和元）年度実績の1.26倍以上

エ) 就労継続支援B型の一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度末 時点の年間移行者数	0	2019（令和元）年度の移行実績
【目標値】 利用者数	1	2023（令和5）年度末時点の年間移行者数 2019（令和元）年度実績の1.23倍以上

オ) 就労定着支援事業の利用

項目	数値	備考
令和元年度末 時点の利用者数	2	2019（令和元）年度の利用実績
【目標値】 利用者数	3	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行するもののうち、 7割が就労定着支援事業を利用

## 5 相談支援体制の充実強化等

### 【国の方針】

- 市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保【新規】

項目	数値	考え方
整備箇所数	1	2023（令和5）年度までに体制構築する

## 6 障害福祉サービス等の質の向上

### 【国の方針】

- 市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築【新規】

項目	数値	考え方
整備箇所数	1	2023（令和5）年度までに体制構築する

## 第3章 障害福祉サービスの見込みと確保の方策

### 1 指定障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス等）

（1）訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

#### ■ サービス概要

##### ①居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが障がいのある方などの居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言その他の生活全般にわたるサービスを提供します。

##### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障がい若しくは精神障がいのある方で、常時介護を要する方が、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に受けられるサービスを提供します。

##### ③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方を対象として、外出時において、その障がいのある方に同行し、移動に必要な情報を提供する（代筆・代読を含む）とともに、移動の援護等を行うサービスを提供します。

##### ④行動援護

常に介護を必要とする重度の障がいのある方を対象として、行動する際に生じる危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護等のサービスを提供します。

##### ⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある方、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対して、居宅介護等の包括的に複数のサービスを提供します。

《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
居宅介護	月平均 利用者数 (人)	計画値	16	20	20	25	29	41
		実績値	14	20	20	21	23	21
		対比	87.5%	100.0%	100.0%	84.0%	79.3%	51.2%
重度訪問介護 同行援護 行動援護	平均 利用時間 (時間)	計画値	7	6	6	7	7	7
		実績値	5	4	5	5	5	5
		対比	71.4%	66.7%	83.3%	71.4%	71.4%	71.4%
重度障害者等 包括支援	サービス 見込量 (月平均時間分) (時間)	計画値	118	126	126	175	203	220
		実績値	75	82	91	99	109	100
		対比	63.6%	65.1%	72.2%	56.6%	53.7%	45.5%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
居宅介護 重度訪問介護	月平均利用者数(人)	26	27	27
同行援護 行動援護	平均利用時間(時間)	5	6	6
重度障害者等 包括支援	サービス見込量 (月平均時間分) (時間)	130	138	142

《見込み量確保のための方策》

- ・ 地域移行者には欠かせないサービスとなり、利用者・利用量ともに増加傾向が見込まれるため、ニーズに応じた弾力的なサービスの提供ができるよう、ヘルパーの人材確保や育成を図り、より質の高いサービス提供を推進します。
- ・ 障害者総合支援法の施行によるサービスの拡充について、利用者や家族への情報提供に努め、利用の促進を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

#### ■ サービス概要

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がいのある方について、事業所において、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動・創作的活動の機会等のサービスを提供します。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
生活介護	月平均 利用者数 (人)	計画値	29	30	31	25	27	30
		実績値	25	26	26	25	28	30
		対比	86.2%	86.7%	87.1%	100.0%	103.7%	100.0%
	平均 利用日数 (日)	計画値	21	21	21	18	19	19
		実績値	26	20	20	19	18	19
		対比	123.8%	95.2%	90.5%	105.6%	94.7%	100.0%
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	599	621	643	461	503	575
		実績値	665	535	504	451	490	539
		対比	111.0%	86.2%	78.5%	97.8%	97.4%	93.7%

※2020(令和2)年度の数値は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
生活介護	月平均利用者数(人)	30	30	32
	平均利用日数(日)	20	20	20
	サービス見込量 (月平均人日分) (人日)	599	599	643

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 特別支援学校卒業後のサービス利用者の増加や、障がいのある方等の高齢化に伴い、利用者・利用量ともに増加傾向が見込まれるため、利用者の状況やサービス利用動向を把握し、必要な見込み量の確保に努めます。



## ②自立訓練（機能訓練）

### ■ サービス概要

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障がいのある方を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間に事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
自立訓練 (機能訓練)	月平均 利用者数 (人)	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	—	—	—	—	—	—
	平均 利用日数 (日)	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	—	—	—	—	—	—
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	—	—	—	—	—	—

※2020（令和2）年度の数値は見込み

### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
自立訓練 (機能訓練)	月平均利用者数（人）	0	0	0
	平均利用日数（日）	0	0	0
	サービス見込量 (月平均人日分) (人日)	0	0	0

### 《見込み量確保のための方策》

- 今後、このサービスを必要とする方の希望に応えることができるよう、提供基盤の整備の促進を図ります。

### ③自立訓練（生活訓練）

#### ■ サービス概要

知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等のサービスを提供します。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
自立訓練 (生活訓練)	月平均 利用者数 (人)	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	0	0	0	1
		対比	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	平均 利用日数 (日)	計画値	22	22	22	22	22	22
		実績値	18	20	0	0	0	22
		対比	81.8%	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	22	22	22	22	22	22
		実績値	19	12	0	0	0	22
		対比	86.4%	54.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
自立訓練 (生活訓練)	月平均利用者数 (人)	1	1	1
	平均利用日数 (日)	30	30	30
	サービス見込量 (月平均人日分) (人日)	30	30	30

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 今後は、今年度と同程度の利用が見込まれるため、引き続き、必要な量の確保に努めます。

#### ④就労移行支援

##### ■ サービス概要

一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある方を対象に、一定期間、事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着のために必要な訓練・指導等のサービスを提供します。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
就労移行支援	月平均 利用者数 (人)	計画値	3	3	2	5	5	6
		実績値	3	3	4	4	3	5
		対比	100.0%	100.0%	200.0%	80.0%	60.0%	83.3%
	平均 利用日数 (日)	計画値	19	18	20	17	17	18
		実績値	14	17	17	14	17	17
		対比	73.7%	94.4%	85.0%	82.4%	100.0%	94.4%
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	57	55	40	85	85	107
		実績値	41	56	65	43	46	79
		対比	71.9%	101.8%	162.5%	50.6%	54.1%	73.8%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
就労移行支援	月平均利用者数（人）	3	3	3
	平均利用日数（日）	18	19	19
	サービス見込量 (月平均人日分) (人日)	54	57	57

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 労働・教育・福祉等の関係機関等との連携を強化しながら一般就労への移行を促進します。
- ・ 企業に対しては、障がい者雇用への理解を啓発するとともに、実習先の確保等を支援します。

## ⑤就労継続支援（A型）

### ■ サービス概要

一般の事業者に就労することが困難な障がいのある方を対象に、雇用契約を結んだ上で、一般就労に向け、必要な知識や能力の向上のための指導や訓練等のサービスを提供します。

### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
就労継続支援 (雇用型)	月平均 利用者数 (人)	計画値	5	6	7	8	8	8
		実績値	5	5	7	6	5	6
		対比	100.0%	83.3%	100.0%	75.0%	62.5%	75.0
	平均 利用日数 (日)	計画値	20	20	20	20	20	20
		実績値	19	21	20	19	20	20
		対比	95.0%	105.0%	100.0%	95.0%	100.0%	100.0%
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	100	120	140	158	158	160
		実績値	91	105	126	99	96	108
		対比	91.0%	87.5%	90.0%	62.7%	60.8%	67.5%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
就労継続支援 (雇用型)	月平均利用者数（人）	8	8	9
	平均利用日数（日）	22	22	22
	サービス見込量 (月平均人日分) (人日)	155	175	195

### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 障がいのある方の自立に向けて有効なサービスであることから、対象者の年齢層や作業能力に合わせたサービス提供ができる基盤の整備を図ります。
- ・ 近隣にサービス提供事業者が少ないため、安定的なサービスが提供できるようにサービス提供事業者の確保に努めます。
- ・ 労働・教育・福祉等の関係機関と中東遠地域障害者就労支援事業運営協議会等との連携を深め、指導・相談・援助を一貫して行い、一般就労への移行を促進します。

## ⑥就労継続支援（B型）

### ■ サービス概要

企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある方や、就労移行支援を利用したが企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった障がいのある方を対象に、雇用契約を締結せずに、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
就労継続支援 (非雇用型)	月平均 利用者数 (人)	計画値	50	52	54	61	63	65
		実績値	46	51	51	49	54	54
		対比	92.0%	98.1%	84.4%	80.3%	85.7%	83.1%
	平均 利用日数 (日)	計画値	16	16	17	15	15	15
		実績値	19	17	17	17	17	17
		対比	118.8%	106.3%	100.0%	113.3%	113.3%	113.3%
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	812	852	872	902	934	990
		実績値	885	880	841	827	870	871
		対比	109.0%	103.3%	96.4%	91.7%	93.1%	88.0%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
就労継続支援 (非雇用型)	月平均利用者数 (人)	58	60	61
	平均利用日数 (日)	17	17	17
	サービス見込量 (月平均人日分) (人日)	960	1,000	1,020

### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 就労意欲のある障がいのある方の増加により、利用者・利用量ともに増加傾向が続くと見込んでいるため、利用者の状況やサービス利用動向を調整し、必要な見込量を確保します。
- ・ 特別支援学校を卒業する生徒など、毎年継続して利用ニーズがあるサービスのため、サービス提供体制の円滑な整備を促進します。

- ・ 障がいのある方の就労に関する東遠地域内外の各機関との連携体制をより強化し、個々の障がいのある方の特性や希望と、求人側の希望とのマッチング、就労に伴う総合的な支援の円滑な実施を図ります。

## ⑦就労定着支援

### ■ サービス概要

就労移行支援の利用を経て一般就労移行後に就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている方を対象に、企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスを提供します。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
就労定着支援	月平均 利用者数 (人)	計画値	—	—	—	1	2	3
		実績値	—	—	—	1	2	2
		対比	—	—	—	100.0%	100.0%	66.7%

※2020(令和2)年度の数値は見込み

○このサービスは第5期障がい福祉計画より開始されるため、以前の計画値・実績値はありません。

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
就労定着支援	月平均利用者数(人)	2	2	3
	平均利用日数(日)	2	2	3
	サービス見込量 (月平均人日分) (人日)	2	2	3

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 新規事業所の参入を促進します。
- ・ 利用者や家族等への情報提供に努め、利用の促進を図ります。

## ⑧療養介護

### ■ サービス概要

病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な障がいのある方で、障がい支援区分5以上の重症心身障がいのある方を対象に、病院等への入院による医学的管理のもと、食事・入浴等の介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援等を通して身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護や訓練等のサービスを提供します。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
療養介護	月平均 利用者数 (人)	計画値	4	4	4	4	3	4
		実績値	4	3	4	4	5	5
		対比	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	166.7%	125.0%

※2020（令和2）年度の数值は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
療養介護	月平均利用者数(人)	5	5	5

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 安定的にサービスが利用できるようにサービス提供事業者の確保に努めます。
- ・ 医療機関等と連携しながら、利用者の状況やサービス利用動向を調整し、必要な見込み量の確保に努めます。



⑨短期入所（ショートステイ）

■ サービス概要

居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある方等を対象に、施設に短期間の入所をさせて、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援等のサービスを提供します。

《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
福祉型 短期入所	月平均 利用者数 (人)	計画値	4	4	4	3	4	4
		実績値	6	6	5	6	6	4
		対比	150.0%	150.0%	125.0%	200.0%	150.0%	100.0%
	平均 利用日数 (日)	計画値	8	8	8	5	5	5
		実績値	9	6	9	10	5	6
		対比	112.5%	75.0%	112.5%	200.0%	100.0%	120.0
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	31	31	31	16	20	20
		実績値	51	36	43	53	24	16
		対比	164.5%	116.1%	138.7	331.3%	120.0%	80.0%
医療型 短期入所	月平均 利用者数 (人)	計画値	3	3	4	0	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	平均 利用日数 (日)	計画値	2	3	4	0	3	3
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	5	10	15	0	3	3
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
福祉型 短期入所	月平均利用者数(人)	9	7	7
	平均利用日数(日)	6	5	5
	サービス見込量 (月平均人日分) (人日)	50	30	30
医療型 短期入所	月平均利用者数(人)	1	1	1
	平均利用日数(日)	3	3	3
	サービス見込量 (月平均人日分) (人日)	3	3	3

《見込み量確保のための方策》

- ・ 受入機関が限られており、ニーズに応じた対応を図ります。
- ・ 医療機関等と連携しながら、利用者の状況やサービス利用動向を調整し、必要な見込み量を確保します。ニーズに対応できるサービス提供体制を整える必要があるため、サービス提供事業者の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

##### ■ サービス概要

障がいのある方に対して、主として夜間において、共同生活を営む住居で入浴・排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援等のサービスを提供します。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
共同生活援助	月平均 利用者数 (人)	計画値	13	14	15	12	13	13
		実績値	12	12	12	12	16	17
		対比	92.3%	85.7%	80.0%	100.0%	123.1%	131.0%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
共同生活援助	月平均利用者数（人）	20	21	22

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 施設や病院から退所・退院する障がいのある方の地域での生活拠点となるよう、整備を促進します。
- ・ グループホーム等の生活拠点施設において、障がいの重度化や障がいのある方の高齢化等に配慮しながら、広域的な視点から拠点の設置と設備充実を促進します。
- ・ 障がい種別や特性に応じたグループホームが必要となっているため、県及び東遠地域での協議を図りながら、利用者のニーズに応じた施設整備を促進します。
- ・ 近隣サービス提供事業者と協力し、安定的なサービスが提供できるようにサービス提供事業者の確保に努めます。

## ②施設入所支援

### ■ サービス概要

施設に入所する障がいのある方に対して、主として夜間において、入浴・排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援等のサービスを提供します。

### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
施設入所支援	月平均 利用者数 (人)	計画値	19	18	16	15	16	17
		実績値	16	18	17	14	14	15
		対比	84.2%	100.0%	106.2%	93.3%	87.5%	88.2%

※2020（令和2）年度の数值は見込み

### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
施設入所支援	月平均利用者数(人)	15	15	15

### 《見込み量確保のための方策》

- 施設入所者の高齢化・重度化により、ほとんどの方は地域生活が困難な状況のため、地域における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていきます。
- 入所者の決定には、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある方を優先して入所できるよう働きかけます。

### ③自立生活援助

#### ■ サービス概要

施設入所やグループホーム等から、一人暮らしへ移行した障がいのある方を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題はないかの確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整等のサービスを提供します。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
自立生活援助	月平均 利用者数 (人)	計画値	—	—	—	0	1	1
		実績値	—	—	—	0	0	0
		対比	—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%

※2020(令和2)年度の数値は見込み

○このサービスは第5期障がい福祉計画より開始されるため、以前の計画値・実績値はありません。

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
自立生活援助	月平均利用者数(人)	1	1	1

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 新規事業所の参入を促進し、サービスが提供できる体制の確保に努めます。

## 2 相談支援

### ①計画相談支援

#### ■ サービス概要

指定障害者相談支援事業者が、障がい福祉サービス等の利用を希望する障がいのある方の、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい者支援利用計画を作成します。また、サービス利用を通して心身の状況や環境、障がいのある方の意向等に基づいて、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し等（モニタリング）を行います。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
計画相談支援	サービス見込量 (年間利用者数) (人)	計画値	0	60	60	113	116	122
		実績値	0	13	97	105	109	93
		対比	—	21.7%	161.7%	92.9%	94.0%	76.2%
	うち、 セルフプラン※ 数 (人)	計画値	—	—	—	0	0	0
		実績値	—	—	—	0	0	0
		対比	—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
計画相談支援	サービス見込量 (年間利用者数) (人)	130	136	141
	うち、セルフプラン※ 数 (人)	0	0	0

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 計画作成が必要な方に対して、指定相談事業者等のサービス提供事業所が十分ではないことから、ニーズにあった支援体制の整備を図ります。
- ・ 相談支援事業者や各関係機関との連携のもとに、必要な情報提供や利用者のニーズに対応していきます。
- ・ 相談支援を実施する指定相談事業所の設置を進め、障がいのある方の相談ニーズを受け止めた質の高い相談支援を利用できるよう、事業を推進していきます。

#### ※セルフプランとは

指定障害者相談支援事業者が、障がいのある方またはその介護者のサービス利用についての意向等に基づいて作成する障がい者利用支援計画を、利用者本人・家族・支援者など、指定相談支援事業者以外の者が作成することをいいます。自ら計画の見直しを行えるものと判断されるため、モニタリングは必要ありません。

## ②地域移行支援

### ■ サービス概要

支援施設等に入所している障がいのある方または精神科病院に入院している精神障がいのある方を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
地域移行支援	サービス見込量 (年間利用者数) (人)	計画値	0	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	1	1	0
		対比	—	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

※2020（令和2）年度の数值は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
地域移行支援	サービス見込量 (年間利用者数) (人)	1	1	1

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 関係機関との連携を促進し、地域移行の体制の整備を図ります。
- ・ 相談支援事業者や入所施設、精神科病院等の関係機関の連携を図り、地域移行できる体制整備を進めます。また、気軽に相談できる体制を整え、アウトリーチ（訪問支援）に注力していきます。



### ③地域定着支援

#### ■ サービス概要

居宅において単身で生活する方や同居している家族による支援を受けられない方を対象に、常時の連絡体制を確保して相談や緊急時の対応等を行います。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
地域定着支援	サービス見込量 (年間利用者数) (人)	計画値	0	0	0	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%

※2020(令和2)年度の数値は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
地域定着支援	サービス見込量 (年間利用者数) (人)	1	1	1

#### 《見込み量確保のための方策》

- 制度を周知するとともに、相談支援専門員等関係機関と連携し、利用者のニーズに合った見込み量の確保に努めます。

### 3 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に基づき、障がいのある方が、自立した日常生活及び社会生活を送ることができるように、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応するための事業です。

#### (1) 必須事業

##### ①理解促進研修・啓発事業

###### ■ サービス概要

障がいのある方等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある方等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、地域共生社会の実現を図ります。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	計画値	無	無	無	無	有	有
		実績値	無	無	無	無	有	有
		対比	—	—	—	—	—	—

※2020（令和2）年度の数値は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	有	有	有

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 障がいへの理解促進のための町民向けの講演会を毎年実施しています。
- ・ 地域共生社会の実現を目指し、今後も理解促進研修・啓発事業の実施を図ります。

## ②自発的活動支援事業

### ■ サービス概要

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、地域共生社会の実現を図ります。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
自発的活動 支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無	無	有	有
		実績値	無	無	無	無	無	無
		対比	—	—	—	—	—	—

※2020（令和2）年度の数値は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	有	有	有

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 地域共生社会の実現を目指し、今後の自発的活動支援事業の実施を検討します。

### ③相談支援事業

- ・ 障害者相談支援事業

#### ■ サービス概要

障がいのある方の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び問題の早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある方の権利擁護のために必要な援助を行います。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
障害者相談 支援事業	実施箇所数 (箇所)	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	2	2	2
		対比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※2020（令和2）年度の数值は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
障害者相談 支援事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 障がいに関する相談について、気軽に相談できる環境整備を図ります。
- ・ 障がいのある方が気軽に相談できるよう、相談窓口等の周知に努めます。
- ・ 障がいの特性にかかわらず対応できる幅広い知識を備えた相談員や専門性の高い相談にも対応できる相談員の育成のため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加を促します。
- ・ サービス利用の入口となる相談支援事業について、相談支援事業所同士の連携と各サービス提供事業者との連携を深める機会の確保に努め、必要な情報の共有と的確な連絡調整を支援します。
- ・ 地域の身近な相談員として活躍が期待される民生委員をはじめ、町内会役員・障がい者相談員等を対象に、障がいの特性への理解へつながる研修機会の充実を図ります。
- ・ 地域で障がいのある方に関わる団体同士の連携を深めることにより、地域における相談等の支援ができる環境づくりを促進します。
- ・ 全ての障がいに関する相談について対応できる環境整備を図ります。

・ 基幹相談支援センター等機能強化事業

■ サービス概要

相談支援事業所に専門的職員を配置することや、地域の相談支援事業所等に対する専門的な指導及び助言等を実施することで、相談支援体制の機能強化を図ります。

《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施箇所数 (箇所)	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	1	1	1	1	1
		対比	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施箇所数（箇所）	2	2	2

《見込み量確保のための方策》

- ・ 障がいに関する相談について、気軽に相談できる環境整備を図ります。
- ・ 障がいのある方が気軽に相談できるよう、相談窓口等の周知に努めます。

#### ④成年後見制度利用支援事業

##### ■ サービス概要

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービス利用等の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる知的及び精神障がいのある方に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成することで成年後見制度の利用を支援するほか、成年後見制度の普及促進を図ることで、これらの障がいのある方の権利擁護を図ります。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
成年後見制度 利用支援事業	申立利用件数 (件)	計画値	1	1	1	1	1	
		実績値	0	1	0	0	0	
		対比	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※2020（令和2）年度の数值は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
成年後見制度 利用支援事業	申立利用件数 (件)	1	1	1

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 成年後見制度の普及促進を強化し、制度利用の必要な方を支援に繋げていきます。
- ・ 市民後見人の養成・活用や法人後見の円滑な運用を図り、制度利用の必要な方への適切な支援を促進します。
- ・ 成年後見制度の利用が円滑に実施されるよう、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。

## ⑤意思疎通支援事業

### ■ サービス概要

聴覚・言語機能・音声機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等を対象に、手話通訳や要約筆記の方法により障がいのある方等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

#### 〈第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値〉

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
手話通訳者 設置事業	設置者数 (人)	計画値	0	0	0	0	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	—	—	—	—	—	—
手話通訳者 要約筆記者 派遣者数	派遣数 (回)	計画値	100	100	100	150	150	150
		実績値	137	146	154	140	74	120
		対比	137.0%	146.0%	154.0%	93.3%	49.3%	80.0%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

#### 〈第6期障がい福祉計画の計画値〉

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
手話通訳者 設置事業	設置者数(人)	1	1	1
手話通訳者 要約筆記者 派遣者数	派遣数(回)	150	150	150

#### 〈見込み量確保のための方策〉

- ・ 利用者のニーズの把握に努めるとともに、近隣市の協力により手話通訳者や要約筆記者の派遣を進めます。
- ・ 県等と連携して手話通訳者や要約筆記者の研修等を行い、更なる資質の向上に努めます。
- ・ 事業の円滑な実施のため、手話通訳者や要約筆記者の養成を促進していきます。
- ・ 地域において、意思疎通支援の必要性や理解を深めるため、事業の周知を図ります。
- ・ 手話通訳者設置事業を推進します。
- ・ 今後は、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆等の普及に努めます。

## ⑥日常生活用具給付等事業

### ■ サービス概要

重度の障がいのある方を対象に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

		第4期			第5期		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
介護・訓練支援用具 利用件数(件)	計画値	1	0	0	1	1	1
	実績値	0	1	0	1	0	1
	対比	0.0%	—	—	100.0%	0.0%	100.0%
自立生活支援用具 利用件数(件)	計画値	0	0	0	2	2	2
	実績値	4	2	2	3	0	2
	対比	—	—	—	150.0%	0.0%	100.0%
在宅療養等支援用具 利用件数(件)	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	4	2	5	8
	対比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	250.0%	400.0%
情報・意思疎通支援用具 利用件数(件)	計画値	4	4	4	2	2	2
	実績値	1	5	3	5	3	16
	対比	25.0%	125.0%	75.0%	250.0%	150.0%	800.0%
排せつ管理支援用具 利用件数(件)	計画値	426	420	534	542	554	566
	実績値	504	450	479	454	420	416
	対比	118.3%	107.1%	89.7%	83.8%	75.8%	73.5%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)利用件数 (件)	計画値	0	1	1	1	1	1
	実績値	2	0	2	1	0	2
	対比	—	0.0%	200.0%	100.0%	0.0%	200.0%

※2020(令和2)年度の数值は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
介護・訓練支援用具	利用件数(件)	1	1	1
自立生活支援用具	利用件数(件)	2	2	2
在宅療養等支援用具	利用件数(件)	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	利用件数(件)	20	20	20
排せつ管理支援用具	利用件数(件)	450	480	500
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数(件)	2	2	2

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・日常生活用具の適切な利用が図られるよう、制度の周知に努めていきます。
- ・事業者に対しても情報提供の充実を図り、多様な事業者の参入を図ります。
- ・日常生活用具の品目や基準額について、県ガイドライン改正を注視しながら、利用者ニーズに対応した新たな品目への対応を図ります。



## ⑦手話奉仕員養成研修事業

### ■ サービス概要

聴覚に障がいのある方に、交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するため、講座等を実施します。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
手話奉仕員 養成研修事業	研修参加人数 (人)	計画値	10	10	10	10	10	
		実績値	6	6	10	8	7	4
		対比	60.0%	60.0%	100.0%	80.0%	70.0%	40.0%

※2020(令和2)年度の数値は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
手話奉仕員 養成研修事業	研修参加人数(人)	10	10	10

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 町等関係機関が主催する講演会等に手話通訳者を派遣し、手話に触れる機会をつくることで、養成講座への受講につなげていきます。
- ・ 養成講座の開催場所や時間を工夫し、参加しやすい環境を作ります。

## ⑧移動支援事業

### ■ サービス概要

移動が困難な障がいのある方を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立と社会参加を促進します。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
移動支援事業	利用者数 (人)	計画値	5	5	6	9	9	9
		実績値	5	6	5	3	2	2
		対比	100.0%	120.0%	83.3%	33.3%	22.2%	22.2%
	年延べ時間 (時間)	計画値	168	75	120	130	140	150
		実績値	75	119	164	106	62	60
		対比	44.6%	158.7%	136.7%	81.5%	44.3%	40.0%

※2020(令和2)年度の数值は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
移動支援事業	利用者数(人)	3	3	3
	年延べ時間(時間)	70	70	70

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 視覚障がいのある方を対象とした同行援護や重度障がいの方を対象にした行動援護等、障がい福祉サービスでも同様のサービスが利用できますが、障がいのある方の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知に努めます。
- ・ 移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障がいのある方へ適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。

## ⑨地域活動支援センター事業

### ■ サービス概要

障がいのある方等が利用し、地域の実情に応じて創作的活動または生産活動の機会の提供・社会との交流促進等の便宜を供与し、障がいのある方等の地域活動支援の促進を図ります。

#### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
地域活動支援 センター事業	実施箇所数 (箇所)	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	1	1	1	1	1	1
		対比	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
	利用者数 (人)	計画値	15	17	19	22	24	26
		実績値	21	25	20	26	27	30
		対比	140.0%	147.1%	105.3%	118.2%	112.5%	115.4%

※2020(令和2)年度の数値は見込み

#### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
地域活動支援 センター事業	実施箇所数(箇所)	2	2	2
	利用者数(人)	35	35	40

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 事業者に対して情報提供を充実させ、多様な事業者の参入促進を図ります。
- ・ 障がいのある方が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。
- ・ 障がいのある方が利用しやすい環境整備を推進していきます。

## (2) 任意事業

### ■ サービス概要

#### ① 訪問入浴サービス事業

障がいのある方の地域での生活を支援するため、居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある方の身体の清潔の保持・心身機能の維持等を図ります。

#### ② 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等が必要な障がいのある方の日中における活動の場を確保し、障がいのある方の家族の就労支援及び障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

### 《第4期・第5期障がい福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第5期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
訪問入浴 サービス事業	実施箇所数 (箇所)	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	—	—	—	—	—	—
	利用者数 (人)	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	—	—	—	—	—	—
日中一時支援 事業	実施箇所数 (箇所)	計画値	7	8	10	11	11	11
		実績値	6	10	11	12	12	9
		対比	85.7%	125.0%	110.0%	109.1%	109.1%	81.8%
	利用者数 (人)	計画値	9	12	25	27	28	29
		実績値	12	15	18	20	18	25
		対比	133.3%	125.0%	72.0%	74.1%	64.3%	86.2%

※2020(令和2)年度の数值は見込み

### 《第6期障がい福祉計画の計画値》

		第6期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数(箇所)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0
日中一時支援事業	実施箇所数(箇所)	10	10	10
	利用者数(人)	30	30	30

### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 事業者に対して情報提供を充実させ、多様な事業者の参入促進を図ります。
- ・ 障がいのある方が利用しやすい環境整備を推進していきます。

## 第4章 第2期障がい児福祉計画の成果目標

障がいのある児童への支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針を基本として、地域の実情に応じて、数値目標を設定します。

### 1 障がい児支援の提供体制の整備等

#### 【国の方針】

- 児童発達支援センターの設置  
⇒ 2023（令和5）年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制構築  
⇒ 2023（令和5）年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を確保 ※主として重症心身障害児を通わせる場合の人員基準を満たす事業所をいう  
⇒ 2023（令和5）年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置
- 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【一部新】  
⇒ 2023（令和5）年度末までに各市町村または各圏域に協議の場を設置し、コーディネーターを配置

#### ア) 児童発達支援センターの整備

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の整備箇所数	2	2019（令和元）年度の利用実績
【目標値】整備箇所数	3	2023（令和5）年度末までに東遠地域での整備

#### イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数値	考え方
体制の構築	1	ニーズに対応した体制の強化を構築

#### ウ) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	数値	考え方
【目標値】整備箇所数	1	2023（令和5）年度末までに東遠地域での整備

#### エ) 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の整備箇所数	2	2019（令和元）年度の利用実績
【目標値】整備箇所数	3	2023（令和5）年度末までに東遠地域での整備

オ) 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場設置

項 目	数 値	考 え 方
協議の場の設置	1	東遠地域自立支援協議会の重心部会を位置付け

カ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度末時点の配置	0	2019（令和元）年度の利用実績
【目標値】 コーディネーターの配置	3	毎年1人ずつ配置していくことを想定

## 第5章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策

### 1 障がい児通所支援

#### ①児童発達支援

##### ■ サービス概要

児童発達支援事業所では、就学前の発達に支援が必要な子どもに対して、発達段階に応じた日常生活支援・保護者支援・集団生活への参加の支援を行います。また、利用児の家族に対する支援も行います。

児童発達支援センターでは、児童発達支援事業所の内容に加え、サービスを利用していない家庭でも相談ができ、発達に支援が必要な子どもが通う保育所への援助やアドバイスなどを行います。

#### 《第4期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第1期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
児童発達支援	月平均利用者数 (人)	計画値	21	22	22	16	20	29
		実績値	18	13	14	13	14	16
		対比	85.7%	59.1%	63.6%	81.3%	70.0%	55.2%
	サービス見込 量 (月平均人日 分) (人日)	計画値	109	111	112	116	151	214
		実績値	128	122	132	117	132	178
		対比	117.4%	109.9%	117.9%	100.9%	87.4%	83.1%

※2020(令和2)年度の数値は見込み

#### 《第2期障がい児福祉計画の計画値》

		第2期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
児童発達支援	月平均利用者数 (人)	24	25	26
	サービス見込 量 (月平均人日 分) (人日)	210	250	290

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 新たに児童発達支援となるサービスがあるため、また、サービス提供事業者の増加により利用者数・利用量ともに増加傾向が見込まれるため、利用者のニーズに合った見込量の確保に努めます。
- ・ 利用者のニーズに対応できるサービス提供体制を整えるため、サービス提供事業者との連携を図ります。

- ・ サービスを必要とする児童へ、適切にサービスが提供できる体制を確保するため、多様な事業者の参入を促進します。



## ②医療型児童発達支援

### ■ サービス概要

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童を通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等と合わせて治療を行います。

#### 〈第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の計画値・実績値〉

			第4期			第1期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
児童発達支援 (医療型)	月平均利用者数 (人)	計画値	0	0	0	0	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	—	—	—	—	0.0%	0.0%
	サービス見込 量 (月平均人日 分) (人日)	計画値	0	0	0	0	2	2
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	—	—	—	—	0.0%	0.0%

※2020(令和2)年度の数値は見込み

#### 〈第2期障がい児福祉計画の計画値〉

		第2期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
児童発達支援 (医療型)	月平均利用者数 (人)	1	1	1
	サービス見込 量 (月平均人日分) (人日)	2	2	2

#### 〈見込み量確保のための方策〉

- ・ 現在、利用実績はありませんが、利用希望等のニーズがあった際に対応できるように、サービスの提供体制について検討します。

### ③放課後等デイサービス

#### ■ サービス概要

学校就学中の発達に課題のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

#### 《第4期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第1期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
放課後等 デイサービス	月平均利用者数 (人)	計画値	4	5	5	37	40	46
		実績値	5	13	35	47	53	58
		対比	125.0%	260.0%	700.0%	127.0%	132.5%	126.1%
	サービス見込 量 (月平均人日 分) (人日)	計画値	12	15	15	370	400	400
		実績値	123	137	310	403	445	450
		対比	1,025.0%	913.3%	2,066.7%	108.9%	111.3%	112.5%

※2020(令和2)年度の数値は見込み

#### 《第2期障がい児福祉計画の計画値》

		第2期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
放課後等 デイサービス	月平均利用者数 (人)	65	75	85
	サービス見込 量 (月平均人日分) (人日)	500	600	700

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ サービス利用者及びサービス量ともに大幅に増加しているため、利用者のニーズに合った見込量の確保に努めます。
- ・ 利用希望の高いサービスであり、ニーズに対応できるサービス提供体制を整えるためサービス提供事業者の確保に努めます。
- ・ 本当に療育が必要な児童が、適切な療育を提供できるように、事業所との連携を強化します。
- ・ 町内にサービス提供事業者が少ないため、安定的なサービスが提供できるようにサービス提供事業者の確保に努めます。
- ・ 重症心身障害児を支援する事業所の確保に努めます。

#### ④保育所等訪問支援

##### ■ サービス概要

発達に支援が必要な子どもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、地域の幼稚園や保育所に通う発達障がいのある児童が困ることなく日々の生活を送るために集団生活での支援を行います。

#### 《第4期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第1期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
保育所等 訪問支援	月平均利用者数 (人)	計画値	2	2	2	3	4	6
		実績値	1	0	1	2	2	4
		対比	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	66.7%	66.7%
	サービス見込 量 (月平均人日 分) (人日)	計画値	1	1	1	4	6	9
		実績値	1	0	2	2	2	7
		対比	100.0%	0.0%	200.0%	50.0%	33.3%	77.8%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

#### 《第2期障がい児福祉計画の計画値》

		第2期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
保育所等 訪問支援	月平均利用者数 (人)	8	9	10
	サービス見込 量 (月平均人日 分) (人日)	16	18	20

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ サービスを提供できる事業所が限られているため、今後、利用者のニーズ増大に備え、サービス提供体制の強化を図ります。
- ・ 保護者・幼稚園・保育所にサービスが浸透していくように働きかけていきます。
- ・ 児童のニーズに対応した体制の強化を構築していきます。

## ⑤居宅訪問型児童発達支援

### ■ サービス概要

児童福祉法改正に伴い、2018（平成30）年4月から開始されたサービスです。重度障がいの状態にあり、放課後等デイサービスなどの児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

### 《第4期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第1期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
居宅訪問型 児童発達支援	月平均利用者数 (人)	計画値	—	—	—	1	1	1
		実績値	—	—	—	0	0	0
		対比	—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%
	サービス見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	—	—	—	1	1	1
		実績値	—	—	—	0	0	0
		対比	—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%

※2020（令和2）年度の数值は見込み

○このサービスは第1期障がい児福祉計画より開始されたため、以前の計画値・実績値はありません。

### 《第2期障がい児福祉計画の計画値》

		第2期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
居宅訪問型 児童発達支援	月平均利用者数 (人)	1	1	1
	サービス見込量 (月平均人日分) (人日)	1	1	1

### 《見込み量確保のための方策》

- ・ NPO法人、社会福祉法人、民間事業所などの新規事業参入を促進し、サービスが提供できる体制の確保に努めます。
- ・ 利用者にサービスが浸透していくように周知します。

## 2 障害児相談支援

### ■ サービス概要

指定障害児相談支援事業者が、障がい福祉サービス等の利用を希望する障がいのある児童の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援利用計画を作成します。児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいて、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し等（モニタリング）を行います。

#### 《第4期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第1期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
障害児 相談支援	サービス見込量 (年間利用者数) (人)	計画値	23	26	27	52	56	57
		実績値	27	38	46	51	53	59
		対比	117.4%	146.2%	170.4%	98.1%	94.6%	103.5
	うち、 セルフプラン数 (人)	計画値	3	4	4	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

#### 《第2期障がい児福祉計画の計画値》

		第2期		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
障害児 相談支援	サービス見込量 (年間利用者数) (人)	80	90	100
	うち、セルフプラン数 (人)	0	0	0

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 計画を必要とする児童が増加傾向にある中、サービス提供事業所が限られていることが課題となっているため、利用希望のある児童が適切に利用できるように、障害児相談支援事業所の確保に努めます。
- ・ 相談支援事業者や各関係機関との連携のもとに、必要な情報提供や利用者のニーズに対応していきます。

### 3 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

---

#### ■ サービス概要

人工呼吸器を装着している等、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童や、重症心身障害児等（医療的ケア児）が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合的に調整する職員を配置します。

#### 《第2期障がい児福祉計画の計画値》

		第2期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
コーディネーターの配置	配置数(人)	2	3	4

※指定特定・障害児相談支援事業所に配置される医療的ケア児コーディネーターの人数を設定

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにするため、コーディネーターの役割やあり方を検討したうえで、配置についての協議を進めます。

## 4 その他の事業（障がい福祉サービスの児童分）

### ■ サービス概要

#### ①居宅介護（ホームヘルプ）

重度の障がいのため日常生活を営むのに著しく困難な障がい児のいる家庭にホームヘルパーを派遣して、適切な家事、介護等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供します。

#### ②行動援護

重度の障がいのため一人で行動することが著しく困難で、常時介護を必要とする障がい児に対し、行動する際に生じる危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際の必要な援助等のサービスを提供します。

#### 《第4期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第1期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
居宅介護	月平均利用者数 (人)	計画値	2	3	3	4	4	4
		実績値	3	3	3	1	1	1
		対比	150.0%	100.0%	100.0%	25.0%	25.0%	25.0%
行動援護	月平均利用者数 (人)	計画値	4	3	4	6	6	6
		実績値	3	3	4	3	1	1
		対比	75.0%	100.0%	100.0%	50.0%	16.7%	16.7%

※2020（令和2）年度の数値は見込み

#### 《第2期障がい児福祉計画の計画値》

			第2期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
居宅介護	月平均利用者数 (人)	計画値	4	4	4
行動援護	月平均利用者数 (人)	計画値	6	6	6

#### 《見込み量確保のための方策》

- ・ 地域移行者がには欠かせないサービスとなるため、利用者のニーズに合った見込量の確保に努めます。
- ・ ニーズに応じた弾力的なサービスの提供ができるよう、ヘルパーの人材確保や育成を図り、より質の高いサービスを提供するように支援していきます。
- ・ 障害者総合支援法の施行によるサービスの拡充について、利用者や家族への情報提供に努め、利用の促進を図ります。

### ③短期入所（ショートステイ）

#### ■ サービス概要

保護者等の疾病やその他の理由で、障がいのある児童等を対象に、施設に短期間の入所をさせて、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援等のサービスを提供します。

#### 《第4期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の計画値・実績値》

			第4期			第1期		
			2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度*
福祉型 短期入所	月平均 利用者数 (人)	計画値	2	2	2	1	2	2
		実績値	1	1	1	1	1	1
		対比	50.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%
	1人当たり 平均利用日数 (日)	計画値	7	8	8	2	2	2
		実績値	3	3	3	2	2	2
		対比	42.9%	37.5%	37.5%	100.0%	100.0%	100.0%
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	14	14	14	2	4	4
		実績値	3	3	3	2	2	2
		対比	21.4%	21.4%	21.4%	100.0%	50.0%	50.0%
医療型 短期入所	月平均 利用者数 (人)	計画値	3	3	4	0	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	1人当たり 平均利用日数 (日)	計画値	2	3	4	0	3	3
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	5	10	15	0	3	3
		実績値	0	0	0	0	0	0
		対比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※2020（令和2）年度の数值は見込み



《第2期障がい児福祉計画の計画値》

			第2期		
			2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
福祉型 短期入所	月平均 利用者数 (人)	計画値	2	2	2
	1人当たり 平均利用日数 (日)	計画値	2	2	2
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	4	4	4
医療型 短期入所	月平均 利用者数 (人)	計画値	1	1	1
	1人当たり 平均利用日数 (日)	計画値	3	3	3
	サービス 見込量 (月平均人日分) (人日)	計画値	3	3	3

《見込み量確保のための方策》

- ・ 受入事業所が限られており、ニーズに応じた対応を図ります。
- ・ 適正なサービスの利用にあたり、医療機関等と連携しながら、利用者の状況やサービス利用動向を調整し、必要な見込み量を確保します。ニーズに対応できるサービス提供体制を整える必要があるため、サービス提供事業所の確保に努めます。

#### ④障害児入所支援

##### ■ サービス概要

障がいがあり、かつさまざまな理由で家庭での生活が困難な子どもを入所させ、安心して安全な生活を提供し、また、それぞれの子どものに必要な日常生活におけるスキルや知識、社会性などを身につけさせる支援等のサービスを提供します。

##### 《第4期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の実績値》

		第4期			第1期		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度※
障害児 入所支援	月平均利用者数(人)	3	2	2	2	1	1

※2020(令和2)年度の数値は見込み

##### 《第2期障がい児福祉計画の計画値》

		第2期		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
障害児 入所支援	月平均利用者数(人)	1	1	1

##### 《見込み量確保のための方策》

- 入所児童の決定には、居宅サービスによる支援だけでは家庭生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある児童を優先して入所できるよう働きかけます。

## 5 特別支援学校等卒業後の支援

特別支援学校等卒業後の進路や就労に関して不安を抱える障がいのある児童やその家族が、安心して生活できるように支援することは、森町で生まれ育ち、森町で働いて暮らすというまちの姿を実現していく上で重要です。そのために、障がいのある児童やその家族のニーズ把握に努め、就学期間を通して相談支援の充実を図ります。

特別支援学校等卒業後の進路については、特別支援学校等と就労支援施設や就労支援事業所、保健福祉課等の関係機関が、情報提供や進路等に関する相談を連携しながら実施することで、特別支援学校等卒業後のスムーズな就労支援の実現に努めます。

また、就労支援に関する障がい福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援等)や、それ以外の障がい福祉サービス(生活介護、自立訓練等)の充実を図るとともに、利用希望者への情報の周知及び利用に関する相談の充実を図ることで、障がいのある児童やその家族の特別支援学校等卒業後の就労等進路に関する不安の軽減を目指します。

生まれ育った町で将来にわたり生活できるよう、必要な障がい福祉サービスを提供できる施設や事業所等を町内へ整備できる体制を整えていきます。

---

## 第3部

# 計画の推進に向けて

---



## 第3部 計画の推進に向けて

### 第1章 計画の推進体制

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野にわたる障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携をはじめ、住民・関係機関・団体や民間企業との連携を強化します。

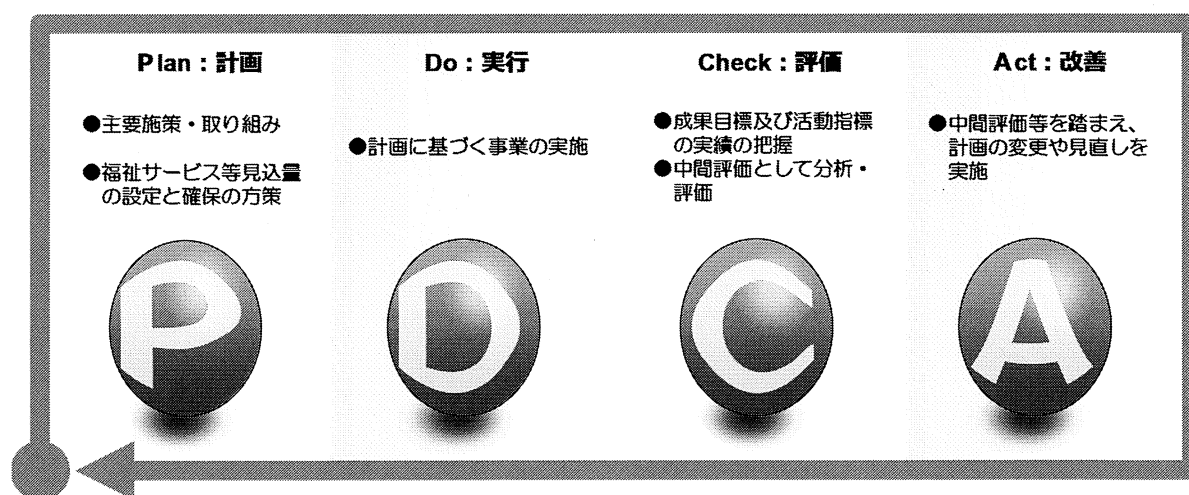
また、障がいのある方の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策を推進していくとともに、県や近隣市町・東遠地域内及び自立支援協議会等との情報交換や会議等を積極的に行い、一層連携を強化していくことにより、本計画の実現を目指します。

### 第2章 計画の進行管理体制

本計画で掲げている施策、事業等の進捗状況については、PDCAサイクルによる循環的なマネジメントを実施し、毎年度、点検及び評価を行い、計画の進捗管理を適切に行います。

点検・評価にあたっては、東遠地域自立支援協議会に進捗の報告を行い、意見を聴取し、評価・検証を行うとともに、評価による次年度の改善策についても協議することで、着実な進行管理を図ります。

また、今後は町独自で計画の進捗状況の報告や、評価・検証ができる体制を整えていきます。





---

---

# 資料編

---

---





---

# 資料編

---

## 1 諮問

---

森保障第315号  
令和2年11月25日

森町障がい福祉計画・森町障がい児福祉計画  
策定委員会

会 長 中村 繁治 様

森町長 太田 康雄

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の  
策定について（諮問）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定するに当たり、貴会の意見を求めたく諮問します。

## 2 答申

---

令和3年2月22日

森町長 太田康雄 様

森町障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会  
会長 中村繁治

第6期森町障がい福祉計画及び第2期森町障がい児福祉計画について（答申）

令和2年11月25日付け森保障第315号により、諮問のありました第6期森町障がい福祉計画及び第2期森町障がい児福祉計画について、慎重に審議した結果、適切なものであると認め、下記の意見を付して答申します。

### 記

- 1 障がいのある方もない方も、誰もが社会の一員として尊重され、安心して暮らすことができ、愛情を持って支え合える、「みんなで助けあう健やかなまち」の実現を目指すことを求めます。
- 2 障がいのある方への福祉施策について、障がい種別、程度及び障がいの特性に応じて対応することが重要であることから、関係する機関との連携の充実を図ることを求めます。
- 3 本計画の趣旨と内容について、多くの町民に知っていただけるように、積極的に情報発信し、周知することを求めます。

### 3 森町障がい福祉計画・森町障がい児福祉計画策定委員会設置規則

---

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づき、森町障がい福祉計画・森町障がい児福祉計画(以下「障がい福祉計画等」という。)を策定するため、森町障がい福祉計画・森町障がい児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 障がい福祉計画等の策定に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民団体関係者
- (2) 障がい者福祉団体関係者
- (3) 障がい福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、障がい福祉計画等の策定日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、町長が招集する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## 4 委員名簿

No.	氏名	所属等	区分	備考
1	中村 繁治	森町ボランティア連絡会 会長	障がい福祉関係者	会 長
2	山本 玲子	森町民生委員・児童委員協議会 会長	地域住民団体関係者	副会長
3	小倉 豊寿	森町町内会長連絡協議会 代表	地域住民団体関係者	委 員
4	藤原 幹恵	森町手をつなぐ育成会 会長	障がい者福祉団体関係者	委 員
5	一木 國男	三木の里（手話）サークル 代表	障がい者福祉団体関係者	委 員
6	杉本 優子	子どもも親も笑顔になる会 代表	障がい者福祉団体関係者	委 員
7	吉村 強	中遠地域精神保健福祉会（丹誠会）会長	障がい者福祉団体関係者	委 員
8	井上 啓次郎	社会福祉法人森町社会福祉協議会 会長	障がい福祉関係者	委 員
9	宮崎 弘光	社会福祉法人聖隷福祉事業団森町愛光園 園長	障がい福祉関係者	委 員
10	杉原 充子	東遠学園組合 児童青年期支援課長	障がい福祉関係者	委 員
11	瀧野 裕子	中東遠圏域スーパーバイザー	障がい福祉関係者	委 員
12	水野 義仁	公立森町病院 副院長	学識経験者	委 員
13	佐藤 徹	静岡県立袋井特別支援学校 校長	学識経験者	委 員

## 5 計画の主な策定経過

日時	会議等	内容
2020（令和2）年 11月25日	第1回森町障がい福祉計画・森町障がい児福祉計画策定委員会	計画基本方針 計画素案
2021（令和3）年 1月14日～2月1日	パブリックコメントの実施	計画の素案に対する意見について
2021（令和3）年 2月22日	第2回森町障がい福祉計画・森町障がい児福祉計画策定委員会	計画素案の修正 答申（案）



第6期森町障がい福祉計画・第2期森町障がい児福祉計画

2021（令和3）年3月

発行：森町役場 保健福祉課

〒437-0215 静岡県周智郡森町森 50-1

電話：0538-85-1800 FAX：0538-85-1294

URL：<http://www.town.morimachi.shizuoka.jp/>